第３節　登録等の費用
本章による登録手続に要する費用は、本更生計画に別段の定めがない限り、更生会社が負担する。
第５章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式全て（但し、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。
第２　発行済株式の消却
更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全て（前項に基づき取得した自己株式を含む200株）を消却する。
第３　資本金の減少
更生会社の資本金を次のとおり減少させる。
１　減少する資本の額　1000万円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、その効力を生じる。
第２節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
会社法第199条第２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
募集株式　普通株式
募集株式の数　１株
募集株式の払込金額　１株１円
募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間　更生計画認可決定後１ヶ月を経過する日までの間。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て募集株式の払込期間を延長することができる。
増加する資本金に関する事項
増加する資本金　１円
募集株式の割当を受ける者
管財人　腰塚　和男
第３節　定款の変更
更生会社の旧定款を、別表16「定款」のとおり変更する。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
なお、定款６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。
第４節　役員の選任、更生会社の解散等
第１　役員の選任
次のとおり取締役を選任する。
取締役　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
第２　更生会社の解散等
１　更生会社は、更生計画認可決定確定の時に解散する。
２　清算人の選任
次のとおり清算人を選任する。
清算人　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
３　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
管財人は、必要のある時はいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することができる。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
第６章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業の譲渡代金などにより調達する。
第２節　予想超過収益金の使途
予想を超過する収益金が生じた場合には、更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金を弁済資金として、追加弁済を行う。
第７章　共益債権とその弁済方法
更生手続開始決定の日から基準日（平成21年11月30日）までに支払った共益債権は、総額約204百万円である（別表６）。
基準日における未払共益債権は、約金13百万円である（別表６）。
前記未払共益債権及び平成21年12月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時支払う。
第８章　少額債権等の弁済
更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権に関する支払対象債権者数及び弁済総額は次の通りである。
支払対象債権者数　92名
支払総額　2,219,374円
第９章　争いの落着しない権利に関する措置
更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解又は訴訟を遂行し、和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。
第10章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
以上
別表１から16まで添付省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第５号

長崎県諫早市長野町171番地３
更生会社　株式会社インターリース
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始後の経過（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　残資産の早期処分（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　他の担保権から変更された預金等質権にかかる更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　4,952,292円
別表８
債権者数　２名
２　権利の変更及び弁済方法
預金等質権にかかる更生担保権は、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
なお、預金等質権の被担保債権たる一般更生債権についても、その全額を更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
更生計画認可決定までの間に更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て預金等質権に担保変換された更生担保権及び当該預金等質権の被担保債権たる一般更生債権についても、上記と同様とする。
第２　所有権留保にかかる更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　5,177,379円
別表９
債権者数　２名
２　権利の変更及び弁済方法
別表９「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記②を選択したものとみなす。）、①更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物を更生担保権者に代物弁済するか、又は、②確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済する。但し、更生担保権者が①の方式を選択した場合であっても、担保権の目的物が紛失・消滅等して更生会社に物件の